

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	かつらぎ町

## かつらぎ町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 かつらぎ町農林振興課林業係  
和歌山県かつらぎ町農林振興課  
所 在 地 和歌山県伊都かつらぎ町丁ノ町 2160 番地  
電 話 番 号 0736-22-0300(代)  
F A X 番 号 0736-22-6432

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ・サギ類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	かつらぎ町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、野菜、いも類、水稻	4,484千円／120a
ニホンジカ	果樹、野菜、水稻	1,496千円／60a
アライグマ	果樹、野菜	4,987千円／79a
ニホンザル	果樹、野菜	76千円／2a
カラス	果樹、野菜	8,464千円／197a
カワウ・サギ類	アユ、アマゴ等	5,000千円
計		24,507千円／458a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>近年、本町における鳥獣被害は、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ・サギ類を中心として、農作物に被害を与え、深刻な状態が依然として続いている。</p> <p>イノシシについては、豚熱が発生した令和3年度を境に個体数は減少したが、紀の川流域より河北地域を中心に、依然として柿や柑橘類等を食害している。個体数が減少したことにより、被害は減少傾向である。</p> <p>ニホンジカについては、紀の川流域より河南地域を中心に、柑橘類や葉物野菜、水稻を食害している。個体数は増加傾向である。園地付近での捕獲が進んでいることで、農作物被害は減少傾向である。</p> <p>アライグマについては、かつらぎ町内全域で生息しており、特にブドウ、モモなど果樹を中心に食害をしている。個体数は増加傾向である。園地付近での捕獲が進んでいることもあり、農作物被害は減少傾向である。</p> <p>ニホンザルについては、紀の川流域より河北地域を中心に、カキ、みかんなどを食害している。園地付近の追い払いにより被害は減少傾向である。</p> <p>カラスについては、紀の川流域を中心にカキ、ブドウ、モモ、柑橘類や野菜などを食害している。個体数は変わらないため、追い払いの強化により</p>
--

被害は減少している。

カワウ・サギ類については、紀の川流域を中心にアユ・アマゴ等の水産物の被害が発生している。個体数は増加傾向である。期間を定めて銃器捕獲を実施しており、被害の増加を抑制している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	4,484千円	4,036千円
ニホンジカ	1,496千円	1,346千円
アライグマ	4,987千円	4,488千円
ニホンザル	76千円	68千円
カラス	8,464千円	7,618千円
カワウ・サギ類	5,000千円	4,500千円
合計	24,507千円	22,056千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、カワウ、サギ類を有害鳥獣に設定した。 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマについては、県補助に町補助を上乗せして捕獲補助金を交付している。 鳥獣被害対策協議会では、イノシシ、ニホンジカ用箱わなを、国費事業を活用し導入。 アライグマについては、特定外来生物として防除実施計画を策定し、捕獲従事者の拡大を行っている。	野生鳥獣による農作物被害額は減少傾向であるが、捕獲者の高齢化も進んでいるため、より効果的な捕獲活動体制を整備する必要がある。 猟友会においても継続して捕獲活動を行い有害鳥獣生息数の削減を目指すとともに効果的な捕獲活動を促進する。 継続的な捕獲体制を維持するには、例えば農業者自身に捕獲者になってもらうなどの狩猟免許取得者を増やす仕組みが必要である。
防護柵の設置	県補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ等の防止柵を設置	予算の確保を行うため、計画から事業実施まで一定の時間を要

等に関する取組	して、イノシシ・シカの農作物被害対策を行った。	し、早急な防護柵設置に対応することは難しい。
生息環境管理その他の取組	農業者等に対し、農作物残渣や放任果樹について、適切に除去するよう呼びかけを行っている。	高齢化や相続人不在などで管理出来なくなった耕作放棄地が増えており、対策を進めるうえで障害となっている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p>被害軽減のためには、農地に出没する個体の捕獲を進め、防護柵により園地への侵入を防止し、刈り払いや餌場の除去等により集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。</p> <p>捕獲については、実施隊を中心に活動を行い、農業者や一般住民にも啓発を行い、補助金制度を活用した狩猟免許取得を呼びかける。狩猟免許取得後は、実施隊の加入者に箱わなを配布し、安定して捕獲できる体制を整える。</p> <p>防護柵については、国庫や県単事業などを活用し、農地の侵入防止対策を推進する。</p> <p>集落全体が餌場とならないように、取り残し果実の放置を防ぐ呼びかけや、野生鳥獣に対する餌やり行為につながる行動は控えるなど、農業者を含めた一般住民にも啓発を行う。</p> <p>中山間集落保全活動の刈り払い等の参画を促す。</p> <p>以上のとおり、実施隊員数の増加を目指し、高齢化や耕作放棄地が拡大するなかで従来の対策を継続し、被害発生を増加を防ぐ。</p>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣については、有害捕獲期間は猟友会員の中から鳥獣被害対策実施隊を任命し、隊員は、日常的な有害鳥獣被害発生状況の見回り、わな等の見回り・管理から鳥獣捕獲後の止め刺し及び処分まで、すべての対応を行う。町は捕獲の連絡を受け現地確認を行う。

状況に応じて銃器による捕獲を行う。銃器は散弾銃の使用を原則としながらも、対象との距離がある場合や半矢の可能性が高い場合など、合理的な理由がある場合は、安全の確保ができる条件においては、状況に応じてライフル銃の使用を行うなど、適切な結果が得られるよう柔軟に判断する。

アライグマについては、狩猟免許所持者（わな）に加えて特定外来生物防除実施計画に基づく捕獲従事者講習の受講者がわなによる捕獲を行い、捕獲した場合は町へ持ち込みを行う。町は安楽死処理を行ったうえで火葬する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ ニホンゾカ アライグマ ニホンザル カラス カワ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物防除実施計画（アライグマ）に基づく捕獲従事者講習の実施</li> <li>・アライグマ捕獲従事者への捕獲機貸出</li> <li>・狩猟免許試験講習、狩猟免許取得試験及び射撃講習に係る費用の一部補助</li> <li>・国費事業を活用し、大型獣捕獲用箱わな檻、くくりわな、電気止め刺し器等の導入（鳥獣被害対策協議会）</li> </ul>
9	イノシシ ニホンゾカ アライグマ ニホンザル カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物防除実施計画（アライグマ）に基づく捕獲従事者講習の実施</li> <li>・アライグマ捕獲従事者への捕獲機貸出</li> <li>・狩猟免許試験講習、狩猟免許取得試験及び射撃講習に係る費用の一部補助</li> </ul>

	カワウ サギ類	・国費事業を活用し、大型獣捕獲用箱わな檻、くくりわな、電気止め刺し器等の導入（鳥獣被害対策協議会）
10	イノシシ ニホンジカ アライグマ ニホンザル カラス カワウ サギ類	・特定外来生物防除実施計画（アライグマ）に基づく捕獲従事者講習の実施 ・アライグマ捕獲従事者への捕獲機貸出 ・狩猟免許試験講習、狩猟免許取得試験及び射撃講習に係る費用の一部補助 ・国費事業を活用し、大型獣捕獲用箱わな檻、くくりわな、電気止め刺し器等の導入（鳥獣被害対策協議会）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>和歌山県鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>・イノシシ 令和3年度に豚熱の影響で個体数は激減したが、その後やや増加傾向となり、山里周辺農地で出沒・目撃は続いている。農作物被害も発生させているため、これらの個体を対象として捕獲を行い、個体数の削減を目指す。</p> <p>・ニホンジカ 紀の川北部は僅かに出沒する程度であるため、定着させないよう警戒し、徹底して捕獲を行う。紀の川南部から花園地区にかけては個体数が増加傾向であるため、更に捕獲圧を高め、農作物の被害防止を目指す。</p> <p>・アライグマ 山間部から市街地まで広く出現しているため、特定外来生物防除実施計画に基づく捕獲従事者講習を実施し、実施隊員以外の捕獲従事者を増やし、捕獲檻の設置数を増やすことで捕獲圧を高める。</p> <p>・ニホンザル 紀の川北部・南部の一部地域に散発的に離れザルが出沒し、被害が発生している。猟友会や警察など、連携をとって追い払いを中心に対応し、銃器・箱わなによる捕獲を目指す。</p> <p>・カラス 紀の川流域の果樹園を中心に出沒しているが、猟銃所持者の高齢化等と捕獲の難しさにより、銃器による捕獲が進んでいない。知能が高いため、慣れやすいが、継続的な追い払い活動を中心に良質なえさ場に認定されない工夫をし、被害減少を目指す。また、継続して出沒する場所でワナによる捕獲を検討する。</p> <p>・カワウ・サギ類 紀の川流域で、アユ等の被害を発生させるため、伊都管内広域で銃器所</p>

持者による一斉駆除を行っている。

猟銃所持者の高齢化と出没範囲の広さから捕獲は進みにくいが、被害抑制のため継続的な捕獲を目指す。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
アライグマ	350頭	350頭	350頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス	30羽	30羽	30羽
カワウ・サギ類	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

有害鳥獣の捕獲について、イノシシ・シカは管理のしやすい箱わなによる捕獲を中心とし、場所によってくくり罠の活用も行いながら、銃器による捕獲も行う。有害捕獲期間は、4月1日から10月24日とし、町内全域を対象とする。

サルは追い払いを中心に、1年中を通して有害捕獲期間とし、銃器・わな捕獲共に町内全域を対象とする。

カラスは追い払いを中心としながら、銃器・わな捕獲を行う。有害捕獲期間は猟期と区別するため、4月1日から10月24日とし、町内全域を対象とする。

カワウ・サギ類は銃器による捕獲を中心とし、4月1日から5月中旬とし、町内全域を対象とする。

アライグマについては、箱わな等のわなにより、1年を通して町内全域を対象とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

本町で用いるライフル銃は「特定ライフル銃以外のライフル銃」とする。

実施隊により、有害鳥獣捕獲を効果的かつ積極的に行うためには、有害鳥獣との距離があり、散弾銃では有効射程が短いため、半矢の発生や、撃つ機

会を活かせない場合が発生しうる。ライフル銃を用いることで、捕獲範囲を広げ、捕獲数を増加させ、鳥獣被害の抑制に効果があると考えられる。

イノシシは、有害実施期間中に、民家付近等のため十分な安全が確保できない場所を除く町内全域でライフル銃による捕獲を実施する。

ニホンジカは、有害実施期間中に、民家付近等のため十分な安全が確保できない場所を除く町内全域でライフル銃による捕獲を実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ、ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 500m	ワイヤーメッシュ柵2,000m	ワイヤーメッシュ柵2,000m
アライグマ、ニホンザル	電気柵 0m	電気柵 100m	電気柵 100m
アライグマ、ニホンザル	混合柵 300m	混合柵・ネット100m	混合柵・ネット100m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イソジ、ニホンザル、アライグマ、ニホンザル	侵入防止柵の適正な管理や見回り	侵入防止柵の適正な管理や見回り	侵入防止柵の適正な管理や見回り

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イソジ、ニホンザル、アライグマ、ニホンザル	誘引物（野菜くず・生ごみ・放任果樹）の除去 山際の草刈り
9	イソジ、ニホンザル、アライグマ、ニホンザル	誘引物（野菜くず・生ごみ・放任果樹）の除去 山際の草刈り
10	イソジ、ニホンザル、アライグマ、ニホンザル	誘引物（野菜くず・生ごみ・放任果樹）の除去 山際の草刈り

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

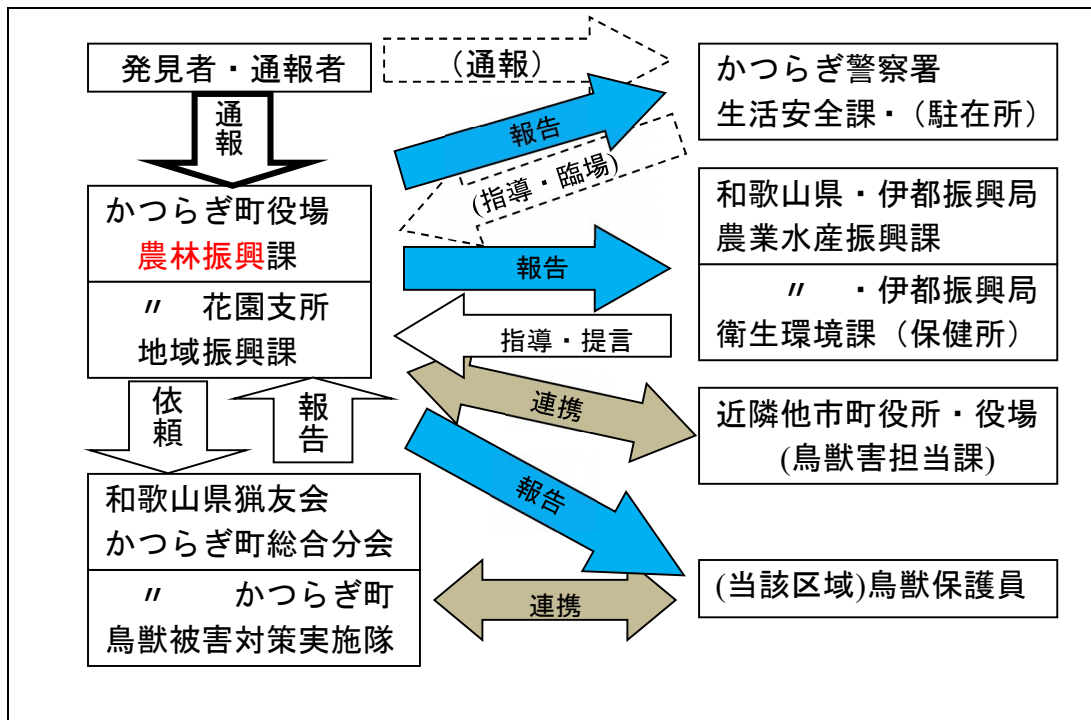
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
かつらぎ町（農林振興課）	被害報告受領、現地状況整理、各関連部署への報告
伊都振興局（農業水産振興課）	農林産分野被害把握、狩猟活動等での判定対応
〃（衛生環境課）	自然環境及び野生動物保護等に関する判定対応
かつらぎ警察署（生活安全課）	事件化、人身保護等に関する司法執行の判定対応
和歌山県猟友会かつらぎ総合分会	町よりの現地状況報告受領、行政等への協力対応
かつらぎ町鳥獣被害対策実施隊	町よりの現地状況報告受領、行政等への協力対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、捕獲場所等の影響の無い場所での埋設。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣はジビエ等として活用しており、引き続き食肉加工施設での処理を推進する。
ペットフード	食肉として利用しにくい幼獣など、ペットフードとして利用しているため、引き続き利用を進める。
皮革	現在は廃棄されているため、イノシシやシカなどの皮革の利活用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在は進められていないが、要請により学術研究への提供を行う。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

近隣市町村などと協議しながら食肉加工施設等の研究を進める。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在ジビエ等扱っている食肉加工業者と連携を取り、人材育成の取組について検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
伊都振興局	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
かつらぎ町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県農業共済組合北部支所	農業共済制度による被害情報の提供
和歌山県農業協同組合	防備対策の指導及び協力
和歌山県猟友会伊都支部	捕獲の実施（銃猟、わな猟）
和歌山県猟友会かつらぎ総合分会	捕獲の実施（銃猟、わな猟）
かつらぎ町農業者代表	耕作放棄地の適正管理及び地域の点検

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
かつらぎ町森林組合	山林所有者の植栽被害軽減の対策及び協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

かつらぎ町猟友会総合分の会員を実施隊に任命、活動範囲を町内全域とする。鳥獣被害が発生した場合、町の指示に基づき有害鳥獣の捕獲に取り組む。年3回の一斉捕獲日を設定し一斉捕獲を行う。併せて初心者向けの銃器・わな研修を実施し、隊員の技術研鑽に取り組む。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

かつらぎ町鳥獣被害対策協議会が中心となって、中山間地域等直接支払制度参加集落や自治会、各種団体等との研修や情報共有を進めることで、鳥獣被害の発生メカニズムや被害に対する対策についての理解を深め、地域内で対策の中心となる人物の育成ができる環境づくりを目指す。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

カワウ・サギ類は、紀の川流域を中心に明確な境界を持たず往来していることから、伊都管内の紀の川流域市町が流域の猟友会銃器所持者に広く有害許可を出すことで活動人数を増やし、効果的な捕獲を目指す。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。